

一般社団法人健康ビジネス協議会

水性印刷商品認証制度実施要領

(目的)

第1 この要領は、水性印刷を施した商品を認証することにより、包材の印刷作業環境を改善し作業従事者の健康維持を図るとともに、大気への揮発性有機化合物(以下「VOC」という。)の排出削減等、環境に対する企業の社会的貢献活動を促進することを目的として、一般社団法人健康ビジネス協議会(以下「協議会」という。)認証制度実施要綱(以下「要綱」という。)の第20の規定に基づき、協議会が実施する水性印刷商品認証制度の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(認証テーマ)

第2 本要領において、要綱第2第2項に規定する認証テーマは、「水性印刷商品」とする。

(定義)

第3 本要領において「水性印刷商品」とは、水性印刷技術を用いて印刷された包材(内装(個装)、外装とも)を使用した商品のことをいう。

2 本要領において「水性印刷技術」とは、水性インキのみを用いることで、トルエン、キシレン等に代表される、人体や環境に対し特に有害なVOCを大幅に削減することができる印刷技術のことをいう。

3 本要領において「水性インキ」とは、顔料と合成樹脂が水とアルコール類又は水のみで希釈されているインキのことをいう。

(認証マーク)

第4 本要領において、要綱第2第3項に規定する認証マークは、別記1のとおりとする。

2 認証マークは、原則として基本デザインを使用することとする。

ただし、縮小により文字が読めなくなる場合は、小型デザインを使用することができる。

3 認証マークについては、以下の取扱いに留意することとする。

(1) 協議会から送付する印刷データを、必要に応じて縮小又は拡大して使用すること。

ただし、縦横比を変更したり、文字が読めなくなるほど縮小したりしてはならない。

(2) 商品やチラシ等に表示する場合、印刷データと同じ色(C100%)を原則とすること。

ただし、商品全体の色合いとの調和からマークの色を変更したい場合は、協議会と協議することができる。

(認証対象商品及び役務)

第5 本要領において、要綱第3に規定する認証対象商品及び役務は、別記2の認証基準を全て満たした水性印刷商品とする。

(申請単位)

第6 本認証制度において、申請は1社単位とする。

また、商品の単位は、一般財団法人流通システム開発センターに登録する JAN コードごとを原則とする。

(認証の申請)

第7 本要領において、要綱第8第1項に規定する「申請」の様式は、別記様式とし、以下の関係書類を添付するものとする。

- (1) 水性印刷商品認証制度 企業登録書
- (2) 水性印刷商品認証制度に係る商品の概要
- (3) 包材印刷メーカーが発行する、水性印刷技術を用いて印刷する旨の証明書
- (4) 水性インキの基準色別、溶剤タイプ別成分比率がわかる「安全データシート(SDS)」
- (5) その他、補足説明資料

2 認証後は、協議会からの求めに応じて認証商品の包材サンプルを協議会へ提出しなければならない。

3 一度認証を受けた者が、追加で商品の認証を申請する場合は、都度「申請」(別記様式)を提出するものとする。

(申請内容の審査)

第8 要綱第6及び第9の規定に基づき、本認証制度の審査委員会により、申請内容の審査を行う。

2 本要領第16第1項の規定により登録されたインキシリーズのインキを使用した申請商品については、審査不要とする。

(手数料)

第9 本要領において、要綱第12第1項に規定する手数料の種類及び金額は、別表1のとおりとする。

2 要綱第10により認証の通知を受けた者(以下「認証者」という。)側の事由により、本要領第13のとおり認証を辞退した場合や認証マークの使用を中止した場合は、既納の手数料は返還しないものとする。

(認証期間)

第10 本要領において、要綱第13に規定する認証期間は、2年間とする。

(認証の更新)

第11 本要領において、要綱第13に規定する認証の更新は、認証されて2年を経過する前に、「更新」(別記様式)にて、協議会に申請するものとする。

(認証商品等の変更)

第 12 本要領において、JAN コードや別記 2 の認証基準に関係する認証商品の変更を行う場合は、要綱第 14 第 1 項の規定に基づき、「変更」(別記様式)に関係書類を添えて、協議会に申請するものとする。

なお、認証番号及び認証期間については、変更前の商品の認証番号及び認証期間を引き継ぐものとする。

(認証の辞退)

第 13 本要領において、要綱第 15 第 1 項に規定する「辞退」の様式は、任意様式とする。

ただし、届出日、届出者名、認証商品名、認証番号、辞退理由は必ず記載すること。

(認証制度の企業登録の解除)

第 14 本要領第 11 に定める認証の更新に係る手続を行わずに認証された日から 5 年を経過した場合には、本認証制度への企業登録は解除する。

(認証商品の販売状況の把握)

第 15 協議会は、本認証制度の適正な実施を図るため、要綱第 17 の規定に基づき、認証者に対し、認証マークの使用状況、認証商品の販売状況、販売実績等について報告を求めることができる。

(インキの登録)

第 16 協議会は、本認証制度に使用できるインキについて、登録簿を備え、必要事項を登録することができる。

2 印刷会社、インキ製造会社等が、自社製品等を前項の規定により登録したい場合(要綱第 8 第 1 項の規定に基づく認証商品の申請手続きとは別に、インキのみの登録申請を行う場合に限る。)は、別に定めるところにより協議会に申請するものとする。

3 協議会は、前項の規定に基づく適正な申請を受理したときは、別に定めるところにより登録の可否を決定する。

(その他)

第 17 本認証制度は、商品そのもの、包材等に記載された内容を認証するものではない。

2 本認証制度の趣旨に賛同する包材印刷メーカーは、申請者及び認証者に対し、資料の提供等、本認証制度の推進について協力するものとする。

附則

1 この要領は平成 27 年 6 月 10 日から施行する。

附則

1 この要領は平成 27 年 7 月 21 日から施行する。

附則

1 この要領は平成 28 年 2 月 26 日から施行する。

附則

- 1 この要領は平成30年1月16日から施行する。

附則

- 1 この要領は平成30年7月17日から施行する。

附則

- 1 この要領は令和2年4月1日から施行する。

別記1 水性印刷商品認証マーク



基本デザイン



小型デザイン
(その1)



小型デザイン
(その2)

別記2 水性印刷商品認証基準

- 1 水性印刷技術を用いて印刷した包材（内装（個装）、外装とも）を使用している商品であること。
 - (1) 全色水性インキで印刷した包材を使用した商品であること。
 - (2) 顔料と合成樹脂が水とアルコール類又は水のみで希釈されているインキであること。
- 2 水性印刷技術を用いた一連の取組が、包材の印刷作業環境を改善し作業従事者の健康維持を図るとともに、大気へのVOCの排出削減等、環境に対する企業の社会的貢献活動に結びついていること。

別表1 水性印刷商品認証制度に係る手数料の種類と金額

種類	金額（消費税別）	支払時期	その他
認証制度 企業登録料	1社あたり、 大企業は5万円 中小企業等は2万円	初回の認証 通知時	
認証マーク 使用料	認証商品1点あたり、 1万円	初回の認証 通知時及び 更新時 (2年毎)	更新時の認証商品点数の把握は、 「更新」(別記様式)により行うものとする。

※協議会記入欄

受付日	年 月 日
-----	-------

(別記様式)

年 月 日

一般社団法人健康ビジネス協議会
代表理事 会長 吉田 康 様

企業名
代表者職・氏名 印

水性印刷商品認証制度に係る 申請
 更新
 変更

一般社団法人健康ビジネス協議会水性印刷商品認証制度実施要領の規定に基づき、提出します。

1. 対象商品

商品名	JAN コード	認証番号※

※新たに申請する場合は記入不要

※行は適宜加除してください。

【添付資料】 提出する資料の□にチェックしてください。

関係書類	申請	更新	変更
① 水性印刷商品認証制度 企業登録書 (別紙1) ※初回申請のみ提出 (2回目以降の申請、変更については、内容に変更がある場合のみ提出)	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
② 水性印刷商品認証制度に係る商品の概要 (別紙2-申請) ※申請する商品1点につき1枚作成すること。	<input type="checkbox"/>	—	—
③ 水性印刷商品認証制度に係る、変更する認証商品の概要 (別紙2-変更) ※変更する商品1点につき1枚作成すること。	—	—	<input type="checkbox"/>
④ 包材印刷メーカーが発行する、水性印刷技術を用いて印刷する旨の証明書	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
⑤ 水性インキの基準色別、溶剤タイプ別成分比率がわかる安全データシート (SDS)	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
⑥ その他、補足説明資料 (企業の概要、商品の概要が分かる資料等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(別紙1) ※初回申請及び既申請内容に変更のある場合のみ提出

水性印刷商品認証制度 企業登録書

年 月 日

1. 申請者概要

(ふりがな) 企業名				(社印)
代表者	役職			
	(ふりがな) 氏名			
所在地等	〒			
	TEL(代表)		FAX	
	URL			
担当者	(書類送付先) 〒			
	部署			
	役職			
	(ふりがな) 氏名			
	TEL(直通)		FAX	
	E-mail			

2. 確認事項

認証制度への企業登録にあたり、以下の項目への同意をお願いします。

(各項目の□にチェックしてください。)

- ① (一社)健康ビジネス協議会が、認証商品を展示会等で展示する場合があります。
- ② (一社)健康ビジネス協議会のホームページにおいて、認証商品の画像等の掲載や申請企業のホームページへのリンクを行う場合があります。

(別紙2-申請)

水性印刷商品認証制度に係る商品の概要

企業名： _____

1. 申請する商品の情報

商品名	商品の概要	
印刷に使用する水性インキの種類	インキ名又はインキシリーズ名	製造会社名
	(別紙)「水性印刷技術を用いて印刷する旨の証明書」のとおり	(別紙)「水性印刷技術を用いて印刷する旨の証明書」のとおり

2. 申請する商品の画像

	表面	裏面
外装		
内装・個装		

※商品の画像上に、認証マークの表示予定位置などに関する説明を付け加えること。

(別紙2-変更)

水性印刷商品認証制度に係る変更する認証商品の概要

企業名： _____

1. 変更する商品の情報

商品名	旧 JAN コード※	新 JAN コード※	変更内容
印刷に使用する水性 インキの種類	インキ名又はインキシリーズ名		製造会社名
	(別紙)「水性印刷技術を用いて印刷する旨の証明書」のとおり		(別紙)「水性印刷技術を用いて印刷する旨の証明書」のとおり

※JAN コードに変更がない場合は、同じ番号を記載してください。

2. 変更後の商品の画像

変更箇所		
	表面	裏面
外装		
内装・個装		

※商品の画像上に、認証マークの表示予定位置などに関する説明を付け加えること。

(参考様式)

年 月 日

<申請者>

企業名

代表者職・氏名

様

<包材印刷メーカー>

企業名

代表者職・氏名

印

水性印刷技術を用いて印刷する旨の証明書

下記の商品に使用する包材（内装（個装）、外装とも）について、水性印刷技術を用いて印刷することを証明します。

記

1. 商品情報

商品名	JAN コード

2. 印刷に使用する水性インキの種類

インキ名又はインキシリーズ名	製造会社名

※インキシリーズで申請する場合又は複数商品を申請する場合は、「個々の商品別使用色一覧」を添付すること。